

大阪府都市整備部（住宅建築局を除く。）土木工事災害時等施工能力事前審査要綱 新旧対照表

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考
<p>第1条（略）</p> <p>（対象業者）</p> <p>第2条 本要綱による事前審査の対象は、大阪府建設工事競争入札参加資格者名簿中、「土木一式工事」及び「とび・土工・コンクリート工事」を業種登録し、両業種について有効な経営事項審査を受けている者（事業協同組合を含む。以下同じ。）で、「土木一式工事」の等級がB、C又はDに格付けされており、受注希望工種を「土木」としているもの（以下「登録業者」という。）とする。また、大阪府総務部契約局の電子入札情報メールサービス（無料）に登録し、電子入札案件情報を受け取れる者とする。</p> <p>第3条～第4条（略）</p> <p>（事前登録申請書の審査）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>審査基準</p> <p>ア（略）</p> <p>イ（略）</p> <p>ウ（略）</p> <p>エ（略）</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（対象業者）</p> <p>第2条 本要綱による事前審査の対象は、大阪府建設工事競争入札参加資格者名簿中、「土木一式工事」及び「とび・土工・コンクリート工事」を業種登録し、両業種について有効な経営事項審査を受けている者（事業協同組合を含む。以下同じ。）で、「土木一式工事」の等級がB、C又はDに格付けされており、受注希望工種を「土木」としているもの（以下「登録業者」という。）とする。</p> <p>第3条～第4条（略）</p> <p>（事前登録申請書の審査）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>審査基準</p> <p>ア（略）</p> <p>イ（略）</p> <p>ウ（略）</p> <p>エ（略）</p> <p>オ エの重機のうち、バックホウについては大阪府都市整備部発</p>	

オ エの重機の運転資格者を有する者であること。

カ エの重機を保管する場所を当該土木事務所管内に自社所有又は長期賃貸借契約による借地により保有していることを証明できる者であること。なお、事業協同組合である場合においては当該事業協同組合名義で本基準を満たす者であること。

キ 常用労働者を3名以上直接雇用していることを証明できる者であること。なお、役員や家族従業員については、社外取締役を除き常用労働者として取り扱うことができる。ただし、イの技術者に該当するとして申請した者を除く。

ク 災害時における応急対策に係る土木事務所からの要請に協力することを誓約している者であること。

ケ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。

第6条～第8条（略）

（取消し）

第9条

ア（略）

イ（略）

行の「土木工事共通仕様書 第1編 第1章 第1節 総則 1-1-1-30 環境対策 6. 排出ガス対策型建設機械」に示す排出ガス対策型建設機械の第1次基準以上を満たしていることを証明できる者であること。

カ エの重機の運転資格者を有する者であること。

キ エの重機を保管する場所を当該土木事務所管内に自社所有又は長期賃貸借契約による借地により保有していることを証明できる者であること。なお、事業協同組合である場合においては当該事業協同組合名義で本基準を満たす者であること。

ク 常用労働者を3名以上直接雇用していることを証明できる者であること。ただし、イの技術者に該当するとして申請した者を除く。

ケ 災害時における応急対策に係る土木事務所からの要請に協力することを誓約している者であること。

コ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。

第6条～第8条（略）

（取消し）

第9条

ア（略）

イ（略）

ウ 事前審査登録申請時に届け出ている大阪府と契約する営業所の所在地を当該土木事務所管内から管外へ移したとき
エ 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき又は第5条第2項に規定する審査基準を満たさなくなったことが判明したとき

(事務)
第10条 (略)

附則
本要綱は、令和5年12月1日から施行する。

附則
本要綱は、令和6年12月2日から施行する。

※末に別表を追加

ウ 入札参加資格登録において届け出ている大阪府と契約する営業所の所在地を当該土木事務所管内から管外へ移したとき
エ 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき又は第5条第2項に規定する審査基準を満たさなくなったとき

(事務)
第10条 (略)

附則
本要綱は、令和5年12月1日から施行する。